

## 埼玉西部環境保全組合議会公印規程

(目的)

第1条 この規程は、議会の公印に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の名称、寸法、ひな形及び使用区分)

第2条 公印の名称、寸法、ひな形及び使用区分は、別表のとおりとする。

(公印の管守)

第3条 公印は、議長の指定した者が管守するものとする。

(公印の使用等)

第4条 この規程に定めるもののほか、公印の使用その他公印に関し必要な事項は、埼玉西部環境保全組合公印規程（昭和53年訓令第1号）の例によるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年9月16日議会訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表

公印の名称	寸法	ひな形	使用区分
埼玉西部環境保全組合議会議長印	方21ミリメートル		公文書用
埼玉西部環境保全組合議会副議長印	方21ミリメートル		公文書用